

MFJ共済会制度 (平成16年1月1日改定)

1. 共済会掛金と見舞金

種目		共済会掛金 (1名1大会)	最高限度額 (死亡、後遺症100%)	医療見舞金	請求のために 必要な書類
オンロード系	ロードレース (2ストローク111cc以上、4ストローク126cc以上)	3,500円	共済会見舞金 1,500万円 (共済会が契約した 保険会社の見舞金含 む)	傷害部位と症状によ り別表の見舞金が設 定される。 診断書作成補助費 5,000円	○共済会見舞金請求 書 (様式9) ○完治したときの医 師の診断書兼医療 照会同意書 (様式10) 死亡、後遺症の場 合は上記、様式9のほ かに共済会が契約す る保険会社(損保ジ ャパン)の各種見舞 金請求書類が必要と なります。
	タイムトライアル	3,500円			
	ドラッグレース	1,500円			
	ミニバイク (2ストローク110cc以下、4ストローク125cc以下)	500円			
	ストリートバイクゲームス	500円			
	ジムカーナ	500円			
	スーパーモタード	2,000円			
オフロード系	モトクロス (2ストローク125以上、4ストローク151cc以上)	2,000円			
	ミニモトクロス (2ストローク85cc以下、4ストローク150以下)	500円			
	トライアル	500円			
	エンデューロ	1,500円			
	ダートトラック	1,000円			
	スノーモバイル	1,500円			

※太文字部分が改定されました。

2. 医療見舞金算定基準

受傷箇所と受傷程度から下記の医療見舞金が支払われます。

単位：千円

	頭部	顔面部	眼	歯牙	頸部	胸・腹部	背・腰・臀	上肢	手指	下肢	足指	全身
打撲・擦過傷 挫傷・捻挫	7	7	—	—	7	7	7	7	7	7	7	7
挫創・挫減創	20	7	—	—	7	13	13	7	7	7	7	7
筋・腱の損傷、断裂	—	—	—	—	20	20	20	40	40	40	13	—
骨折・脱臼	80	33	—	—	107	40	80	40	13	60	20	—
欠損・切断	—	20	—	7	—	—	—	53	27	73	40	—
神経の損傷・断裂	127	33	67	—	133	—	93	40	40	40	13	—
臓器の損傷・破裂	—	—	—	—	—	113	—	—	—	—	—	—
眼球の損傷・破裂	—	—	67	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熱傷	7	7	—	—	7	13	13	7	7	7	7	47
その他	13	7	7	7	13	13	13	13	7	13	7	20

※複数の部位や症例が重複する場合は一番高い算出基準を適用し、積算はいたしません。

3. 後遺障害見舞金

受傷日から180日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合は、最高限度額1,500万円を100%とし、これに対しMFJ共済会の後遺症認定に基づき、その比率を乗じて支払われる。

後遺障害見舞金支払い区分《例》

1. 眼の障害

(1)両目が失明したとき……………100%

(2)1眼が失明したとき	60%
(3)1眼の矯正視力が0.6以下になったとき	5%
(4)1眼が視野狭窄（正常視野の角度が60%以下になった場合をいう）となったとき	5%
2. 耳の障害	
(1)両耳の聴力を全く失ったとき	80%
(2)1耳の聴力を全く失ったとき	30%
(3)1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	5%
3. 鼻の障害	
(1)鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
4. 咀嚼、言語の障害	
(1)咀嚼または言語の機能を全く廃したとき	100%
(2)咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
(3)咀嚼または言語の機能に障害を残すとき	15%
(4)歯に5本以上の欠損を生じたとき	5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状	
(1)外貌に著しい醜状を残すとき	15%
(2)外貌に醜状（顔面においては直径2cmの痣痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき	3%
6. 脊柱の障害	
(1)脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	40%
(2)脊柱に運動障害を残すとき	30%
(3)脊柱に奇形を残すとき	15%
7. 腕（手関節異常をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	
(1)1腕または1脚を失ったとき	60%
(2)1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき	50%
(3)1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき	35%
(4)1腕または1脚の機能に障害を残すとき	5%
8. 手指の障害	
(1)1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき	20%
(2)1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
(3)拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	8%
(4)拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	5%
9. 足指の障害	
(1)1足の第1足指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき	10%
(2)1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
(3)第1足指以外の1足指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	10%
(4)第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき	100%

注) 第7項、8項および第9項の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

4. 共済会規定抜粋

- 1) 共済会は傷害保険ではありません。治療費の支払いはありません。
- 2) 見舞金の請求期限は受傷日から一年以内です。一年以上経過しますとその請求権は無効となります。

3) 見舞金の支払われる適用範囲

・公認または承認された当該競技会の公式日程期間（MFJが公認した期間）で、かつ競技監督の統轄下において行われた競技中・公式練習中に発生した事故とする。（※サーキットが行う特別スポーツ走行時の事故は、見舞金の請求は出来ません）

4) 同一大会で二種目以上出場する場合は、掛け金の高い種目が適用されます。

5) 死亡、後遺症見舞金を受ける場合は、傷害見舞金および診断書作成補助費は受けられません。

6) 死亡見舞金の請求者は法定相続人に限られます。

5. 共済会见舞金請求手順

1) 主催者への連絡

- ・事故により負傷した場合、必ず大会事務局に届け出なければならない。
- ・やむを得ない理由により当日届け出が出来なかった場合は負傷日より2日以内に主催者に連絡すること
- ・届け出の無い場合見舞金は支払われません。

2) 共済会见舞金請求書（様式9）と診断書書式（様式10）を請求

主催事務局またはMFJ本部に上記の様式を請求してください。

3) 請求先

見舞金請求書に必要な事項を記入し、治療先の医師に負傷が完治してから所定の診断書の記入を依頼してください。

書類は一括して負傷者本人（代理人でもよい）が共済会事務局宛（MFJ本部内）にご送付願います。

見舞金は書類に不備が無い場合に限り、3ヶ月以内に指定の口座に振り込まれます。